

## 常呂の駅通 (2)

佐々木 寛

### 3. 常呂駅通

常呂に駅通が設置されたのは『常呂村史』『常呂町史』ともに明治21年(1888)4月11日となっており、『網走市史』にも「明治21年4月、道庁では人馬継立規則を定め駅通制度の統製をはかった。常呂・沢木はこのときの新設」と書かれています。しかし、鑑沸駅通でも述べたように、明治25年(1892)3月31日の北海道庁告示第22号に「明治二十一年四月北海道庁告示第三十三号人馬継立所設置箇所ノ内常呂郡鑑沸駅ヲ廃シ更ニ常呂郡常呂駅ヲ置ク」とあることや、明治23年(1890)の『北海道旅行記』にも「本郡には鑑沸村に人馬継立所あるのみ」と記されていること、明治21年4月11日の北海道庁告示第33号に「明治二十一年四月北海道庁令第二六号人馬車継立営業規則第四條ニ依リ人馬車継立所ヲ設置スヘキ各駅ハ左ノ箇所トス」とあり「北見国常呂郡鑑沸」のみ記されて「常呂」の名がないことなどから、明治21年の設置に関しては疑問があります。さらに『北海道旅行記』には「(ノトロより)海岸に沿ふて馬を馳すれば程もなく常呂村なる藤野氏の漁舎に至りぬ此の近傍稍々打開きたる原野ありて別に人家を認めず唯又十印の倉庫数多あるのみ余は馬を倉の背側に繋ぎて漁舎の内に入れば広き板張の真中に一枚數余の炉を切りて薪を燃しつつあれり余は炉辺に胡坐掻きて緩々昼飯を喫し終りたる此の所を発して常呂川に至る舟を渡し前岸に達すれば人家星散、十七八戸の一部落あり常呂の本部落なるを知り戸長役場を尋ねて戸長松田氏に面会」とあり、常呂川の東に藤野の漁舎があつて旅行客の休息所などとして使われていたようすが窺われます。

この常呂駅通が廃止されたのは昭和5年(1930)6月7日の北海道庁告示第772号「左記官設駅通所ハ昭和五年六月十日限り之ヲ廃止ス」

とあり、この中に「常呂駅通所」と「手師学駅通所」があることから昭和5年6月10日に手師学駅通所とともに廃止されています。

常呂駅通所の取扱人については『常呂村史』によると、初代が岩松小五郎、その後、大島仁吉、渡部留八、福島恒次郎となっており、『常呂町史』には初代が大越善三郎で、その後は大島仁吉以降『村史』と同じになっています。明治26年(1893)12月現在の『常呂村并附近実業人名』によると「農業 常呂村字ショヤニ一番地 松田三次郎」「粟酒製造兼農業 常呂村十三番地 岡島與五兵衛」「農業兼旅人宿 常呂村九番地 下川寅吉」「人馬継立所 常呂村字ショヤニ 岩屋小五郎」「人馬継立所 常呂村七番地 津島元吉」「人馬継立所旅人宿 常呂ワッカ駅 福島久右衛門」とあり、大越善三郎の名はみえません。しかし明治32年(1899)9月10日の北海道毎日新聞には「常呂駅は大越善三郎にて乗駄馬一里十銭とす」と大越善三郎の取扱いであったと書いており、いずれが初代取扱人であったのかは不明です。また、それぞれの取扱人についてもいつからいつまで取扱をしていたかも不明です。『常呂村并附近実業人名』には旅人宿が1軒と人馬継立所が2軒あったと記されていますが、明治31年(1898)の『北海道植民状況報文』には「旅人宿二戸人馬継立所四戸」とあり、旅人宿・人馬継立所ともに5年間で2倍に増えています。さらに「牧畜 市街ノ大越善三郎・岩谷小五郎人馬七十頭乃至百頭ヲ有ス」と二人とも大きな牧場を営んでいたとあります。

常呂駅通の設置された場所についてもはっきりせず、ただ廃止された時は現在の常呂漁協信用部の北側にあったようで、常呂駅通所跡の木柱が建てられています。大正2年(1913)11月5日付の北海タイムスに「駅通所渡辺富八氏は新築移転せり」との記事がありますが、どこからどこへの移転であったのかの記載がないため不明です。

駅通の賃金については明治32年の北海道毎日新聞の記事にあったように乗駄馬とも1里につき10銭で、また、駅通への宿泊料金は明治41年(1908)末の調査では1人1泊につき、100銭、80銭、65銭の3段階に分かれていました。ほかの駅通への距離は網走駅通へ6里5町、手師学駅通へ6里、太茶苗駅通へ3里21町、ワッカ駅通へ5里2町となっています。

『常呂村史』によると明治34年(1901)、常呂川の東方の海岸に近い丘陵地帯に官設駅通用放牧地として大島牧場が開設され、駅通馬の補充生産につとめていたとあります。この放牧地は明治40年(1907)駅通取扱人の変更により渡辺留八に移りましたが、昭和5年6月10日の常

呂駅通の廃止とともに農耕地として開墾されました。大正の後期から昭和の初めにかけて製作されたものと思われる常呂地



常呂村官設駅通用地図

図（5千分の1の縮尺で、全8巻の巻物、2・3巻を欠）には上図（縮小模写）のように現在の常呂・網走の境界一帯に常呂村官設駅通地が記載されていますが、これが大島牧場ではないかと思われます。

#### 4. ワッカ駅通

ワッカ駅通の設置は明治25年5月14日の北海道庁告示第34号「明治二十一年四月北海道庁告示第三十三号人馬継立所設置箇所へ常呂郡鑑沸村字ワッカ駅ヲ追加」によります。設置された場所はサロマ湖第2湖口より西へ約4km行ったあたりで、当時すでに休息所が置かれていました。『網走市史』には「佐呂間湖岸の湧別～鑑沸間は海浜八里の間に人家なく、ときに行旅死亡者を出す状態にあったので、明治二十一年、その中間ワッカに休息所を官設し、飲料水・燃料などを備えつけて、通行者の便をはかった。」と、明治21年に官設の休息所が設置されたことが書かれています。

この駅通が廃止されたのは大正10年(1921)1月18日の北海道庁告示第27号「北見国常呂郡常呂村ワッカ駅通所ヲ大正九年十二月三十一日限り廃止シタリ」によるものと思われますが、『常呂村史』『常呂町史』ともに大正8年(1919)の廃止としています。

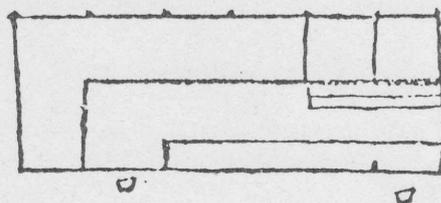
取扱人については『村史』『町史』ともに福吉林右衛門となっており、明治26年12月現在の『常呂村并附近実業人名』によると「人馬継立所旅人宿 常呂ワッカ駅 福吉久右衛門」、明治32年9月10日付の北海道毎日新聞には福吉休右衛門となっていますが、福吉久右衛門が正しいようです。

駅馬については明治31年の『北海道殖民状況報文』の牧場の項に「ワッカ駅舎ニ於テ馬四十余頭牛五頭ヲ有シ砂堤ニ放牧セリ」とありま

すが、明治32年9月10日付の北海道毎日新聞では「駅馬は牝一頭牡一頭なり」とあって大きな違いをみせています。また、賃金については同じ新聞の記事に「乗駄馬とも一里十五銭」となっており、駅逓への宿泊料は明治41年現在で1人1泊65銭と50銭の2段階になっていました。ワッカ駅からの距離は常呂駅逓まで5里、湧別まで5里20町となっています。

明治21年に官設の休息所がワッカに設けられる以前からここには休息所としての建物はありました。はっきりといつから置かれたのかは不明ですが、文政7年(1824)に書かれた上原熊次郎の『蝦夷地名考并里程記』にはワッカに「休所」があったことが記されており、弘化3年(1846)の松浦武四郎の『再航蝦夷日誌』にも「ワッカ 小休所有」とあります。同じく安政3年(1856)の松浦武四郎の『竹四郎廻浦日記』にも「ワッカ 土地平坦、後ろ櫓の木立、其辺迄トウフツの沼入込来る也。水も其沼より樽にて持運びける也。昼休所一棟(梁一間半、行六間)前に標柱『ユーフ(ベ)ツえ四里十八丁トコロへ四里十九町』有。」と書かれています。安政4年(1857)箱館奉行堀織部正利熙・村垣淡路守範正の蝦夷地査察に同行した玉虫義の『入北記』にも

六間  
腰掛  
昼食所  
半



ワッカ休息所平面図

も「此所ニ清水ナク鎮台通行ノ節ナドハトウフツヨリ持参ルト云フ」とあり、飲料水がなかったようすがうかがわれます。また、同じく蝦夷地査察に同行した島団右衛門(札幌の創建者=島義勇)は玉虫と同じ題名の『入北記』を書いています。この中に「ワッカト云所に腰掛所有り」として上図のような休息所の平面図を描いています。

(続く)

『ところ文庫』刊行のお知らせ!

この度、郷土研究同好会のところ文庫No4が発行になりました。

会長・高橋克己さんの力作『常呂町の花と鳥』です。No1からもまだ全部そろいます。ご家庭にぜひおそろえ下さい。

No1 『常呂町の石碑』(¥600)、No2 『樺太アイヌのトンコリ』(¥800)  
No3 『常呂町・岐阜のあゆみ』(¥600)、No4 (¥1,000)です。郵送希望の場合は送料¥200です。町民センター(武田)、給食センター(佐々木)などで取扱っています。